

中国地方知事会平成 26 年度第 2 回知事会議
意 見 交 換 項 目

No.	項 目 名	共同アピール
1	災害復旧事業の促進と防災・減災対策の推進について	○
2	「人口減少克服・地方創生」に向けて	○
3	子ども・子育て支援新制度などの少子化対策の充実について	○
4	地方税財源の充実について	○
5	地域経済の再生と国土強靭化のための基盤整備について	○
6	地域医療の確保について	○
7	「危険ドラッグ」の撲滅について	○

災害復旧事業の促進と防災・減災対策の推進について

「平成26年8月豪雨」では、台風第12号、台風第11号及びそれに続く豪雨により、観測史上まれに見る大雨に繰り返し見舞われた。

この豪雨は、中国地方では広島・山口両県を中心に、多数の死傷者の発生や、建物の損壊・浸水、道路・河川等の公共施設が被災するなど、各地に甚大な被害をもたらした。

この度の災害は、例えば、広島では1時間最大雨量が121mm、2時間で200mmを超えるという観測史上最大の集中豪雨に襲われるなど、各地で記録的な豪雨となり、また、四国や近畿地方においては、同一地域に繰り返し豪雨が集中するなど近年の風水害にない特徴を有しており、このことが被害の深刻化と拡大の要因となっている。

このため、この度の災害の特徴を的確に捉えた上で、迅速に災害復旧を図るとともに、防災・減災対策を推進し、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

また、今後発生が想定される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対する防災・減災対策も重要な課題である。

こうした中、国では、平成27年度予算概算要求において、防災・減災やインフラ老朽化対策等による「国民の安全・安心の確保」が重点分野に掲げられるなど、総合的かつ戦略的な取組が進められようとしている。

中国地方としても、国の動きに呼応し、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する社会インフラの確立等、防災・減災対策を進める必要があるため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 被災者支援の円滑な実施について

この度の災害による被災地域の実情を勘案し、災害救助法及び被災者生活再建支援制度の弹力的な運用をはじめ、被災者の支援について、配慮すること。

特にこの度の災害では、避難所生活が長期化しており、医師会などの協力も得た災害時公衆衛生チームやD.P.A.T（災害派遣精神医療チーム）等の派遣により、健康管理や心のケア、リハビリを行っている。こうした活動の経費をはじめ、被災者支援に欠かせないボランティアセンターの設置・運営経費や、住居の全半壊を問わず、居住に支障が生じた被災者に対する仮設住宅の提供、さらにはその期間の延長などについても、災害救助費の対象とするなど、災害救助法の弹力的な制度運用に配慮すること。

2 災害復旧予算等の十分な確保について

- (1) この度の災害では、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、原形復旧のみならず早期に再度災害の防止も含めた復旧を図る必要があるため、改良復旧事業の柔軟な制度運用に配慮し早期採択を行えるようにするとともに採択要件を緩和し必要な事業が行えるよう制度の見直しを行うこと。
- (2) 被災した公共施設等復旧のため、多額の財政負担が見込まれることから、特別交付税の重点配分などに配慮すること。

3 総合的な土砂災害対策の推進について

- (1) 国民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな国土を形成するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の着実な事業実施を推進するための支援を行うこと。
- (2) 土砂災害警戒区域等の指定推進に加え、住民がハザードマップの活用や、自主防災組織の活動への参加などにより、防災意識を高め、住民自らが適切な行動をとることができるようにするためのソフト施策等の充実や中山間地域のコミュニティ維持の観点から特別警戒区域内の防災機能を高める住宅の補強等の支援も必要である。これらの取組が有効に行えるような仕組みの構築や、これに要する費用の助成、警戒区域等の指定にかかる交付金の補助率の嵩上げ、基準財政需要額への適切な算入などの財政支援を行うこと。
- (3) この度の広島での災害においては、現行政令の指定の基準に基づく想定範囲と、実際の被災範囲が大きく乖離していることから、土砂災害防止法に基づく特別警戒区域の指定に係る現行政令の指定の基準について、国として早期に検証し、見解を明確に示すこと。

また、今回のように実際に災害が生じた箇所が指定基準に基づく特別警戒区域よりも広範囲にわたる場合については、指定の効果を迅速に発揮させるため、被災実態を踏まえた範囲を指定することを可能とするよう政令の指定の基準等について改正すること。

4 災害に強い国土づくりについて

災害から国民の生命・財産を守るために、道路、河川、砂防、急傾斜、地すべり、農業農村基盤、治山、海岸、港湾等における施設の老朽化対策を含めた防災・減災対策を早期に行う必要があることから、次のとおり、これら公共事業予算の大幅な増額や補助率の拡充などを行うこと。

(1) 災害に強い道路ネットワークの構築

大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。また、緊急輸送道路としての機能強化のため、中国横断自動車道岡山米子線などの暫定2車線区間を早期に4車線化すること。

(2) 治水・高潮対策の推進

国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

(3) 道路・港湾・空港施設・ため池等の耐震化の推進

大規模な地震災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があるため、道路、港湾、空港等の交通インフラについて、耐震化を推進する地方の取組を支援すること。

また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震化についても、同様に支援すること。

(4) 既存施設の老朽化対策の推進

災害時に既存のインフラがその機能を十分に発揮し続けることができるよう、老朽化が進みつつあるインフラについて、適切な維持管理・更新を推進する地方の取組を支援すること。

5 気象・火山等の監視・予測システムの強化について

(1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを開発するとともに、XバンドMPレーダーの整備が遅れている山陰地方への早期拡充を図るなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準

備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

（2）火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

平成26年10月20日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善 兵 衛
岡山県知事	伊 原 木 隆 太 彦
広島県知事	湯 崎 英 政
山口県知事	村 岡 翔

「人口減少克服・地方創生」に向けて

今年5月、日本創成会議は、現状の出生率と大都市圏への人口移動が続けば、日本の市町村の約半分が消滅してしまう恐れがあるとの推計を発表し、国民の「希望出生率」の実現を図ることや、東京一極集中に歯止めをかけるといった対策を提言した。

また、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において「人口急減・超高齢化」への流れを変えるために改革が必要であるとし、「50年後に1億人程度」とする人口数値目標を設定した。とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけ、少子化と人口減少を克服する総合的な政策推進が重要であることから、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を力強く実行していくことを打ち出した。

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、国全体として子育て支援を強化・充実し、女性が働きながら子育てをしうるような社会的な環境づくりを行うことが重要であり、同時に出生率の低い大都市から、子育てがしやすく出生率の高い地方に、人の流れを変える必要がある。

「人口減少克服・地方創生」に向けては、「国（中央）」対「地方」の概念で捉えるべきではなく、地方の集合体が国であるという観点に立ち、それぞれの地方が地域の実情を踏まえ、創意と工夫により、主体的・自立的に魅力ある地方づくりに取り組むと同時に、国は地方への新しいひとの流れをつくるために、あらゆる機能の地方分散に取り組むことが基本である。

また、各地方が活力に満ち、元気になることが、国内の多様性を生み出し、国の成長につながっていくということを前提に、国はその地方の発意・発想を十分に汲み上げ、必要なサポートをすることが重要である。

中国地方知事会としては、国家的課題である「地方創生」の推進のため、国と一緒にとなって取組を進める決意であり、国においても、地方の実情に応じた人口減少克服・地方創生の取組を推進するよう、次の事項について、強く求める。

1 地方への分散のために

（1）企業の地方分散促進

東京圏への一極集中がもたらす、成長力の限界、コスト増大などの外部不経済の拡大、大規模災害のリスクなどの弊害を解消するとともに、全国各地で多様で活力を有する地域を創出し、地域の多様性から生まれる競争力を国全体の成長につなげていくため、大都市と地方の法人

税に差を設けることや、地方に立地する企業への補助金等の益金不算入制度など、地方の企業に係る税負担を軽減し、地方への企業の分散を促進すること。

(2) 大学・研究機関の地方分散

大都市に集中している大学・研究施設について、サテライト・キャンパスの設置、工学系や農学系など地方に研究資源が豊富にある分野研究・研修施設の地方移転、大都市での大学新設の抑制などにより、地方への分散を促進すること。

(3) 政府機関等の地方分散

試験研究機関や研修機関など、政府機関等の積極的な地方への分散を促進すること。なお、地方分散に当たっては、地方中核都市に偏ることのないようにすること。

2 結婚・出産・子育ての希望をかなえるために

人口減少を克服するため、子育て世帯の経済的負担の軽減、不妊治療支援、女性の活躍支援など、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚・出産・子育てをすることができるよう、従来の少子化対策の枠組みにとらわれず、結婚・妊娠・出産・育児・教育の切れ目のない大胆な支援施策の拡充に取り組むこと。

3 人が集まる・人が残る 魅力ある地方をつくるために

(1) 地方の産業競争力の強化

国の成長戦略に基づき各ブロックで策定された「産業競争力強化戦略」の実現などに向け、地方の取組への支援や地方の企業の成長を後押しする規制緩和など具体的な施策を講じること。

また、「地方産業競争力協議会」と国との詳細な意見交換の場の設定を通じ、地方の取組を国の施策に反映させること。

(2) 地方を支える産業と働く場の創出

中山間地域ならではの「地域資源」や「伝統・技術」、地方の特性を活かした産業など、地方の創意工夫をビジネスとして発展させるため、地方の取組を支援すること。また、農林水産業の活性化による農林水産業者の所得の向上や雇用の確保を図るため、中山間地域の多様な地域資源を活用した6次産業化や農商工連携の取組に対する支援策を一層充実させるとともに農業生産法人の育成など就業希望者の定着に向けた支援策を講じること。

(3) 専門的な人材の地方への呼び込み

企業が抱える課題に対して、財務、法務、知財等の専門的な観点からサポートできる人材の確保や、こうしたサポートが地方においても受けられる体制を整備するとともに、企業が海外展開を行う場合のグローバル即戦力人材の確保など、地方だけでは確保しにくい人材確保を支援すること。

(4) 地方の高速交通ネットワークの充実

企業の地方分散の促進や地方の産業競争力強化を図るため、広域的な交通基盤である高速道路等のミッショングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、幹線道路網の整備に加え、地方の実情に応じたきめ細かな高速道路の料金割引施策の導入や、高速鉄道網の整備促進、地方航空路線の充実を図ること。

(5) 地方の教育の魅力向上・充実

地方が取り組む、幼児・初等中等教育の質の向上、高等教育の質・量の充実、グローバル人材の育成など、特色ある教育の更なる充実・強化に向け、必要な財政支援や制度の創設などを検討すること。

特に、地方における若年人口の貴重な受け皿である地方の大学の機能強化を図り、地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備するために、地域に必要な人材の育成、地域の特性を活かした教育、地域の課題解決に取り組む大学に対し、国立大学の運営費交付金等の配分見直しや公立大学への地方財政措置並びに私学助成の拡充を行うなど、地方の大学への支援を充実させること。

(6) 「ふるさと」や「田舎」への移住・定住

地方への移住・定住を促進するため、移住者に対する住まい等への助成や地方が設置する移住相談窓口の充実が図られるよう地方が取り組む施策への支援制度を創設すること。また、大都市から地方への移住希望者層の拡大を図るため、地方移住に関するキャンペーンの実施など地方移住に関する全国的な機運醸成を図ること。

(7) 地方の実情に応じた人口対策の推進

人口流出を防止するため、人口規模などの一律な基準で県庁所在地などの地方拠点都市に都市機能、行政機能などを集約させる施策だけではなく、小規模な都市や中山間地域、離島地域においても若者が住み続けることができるよう、定住自立圏構想、集落ネットワーク圏形成の支援などと併せ、これらの要件を満たさない地域においても、実情に応じた

まちづくり事業に取り組めるような支援策を講じること。

また、分散型の都市構造から「中核市であること」との要件を満たさない場合であっても、圏域の中心となっている地方都市については「地方中枢拠点都市圏構想」の対象となるよう、対象範囲の拡大を図ること。

4 人口減少克服・地方創生のための財源確保

(1) 地方の実情に応じた施策を実施するための財政支援策の創設等

地方の創意工夫を最大限生かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地域の実情に応じ資金を効果的に活用でき、その使途については、目標管理するなど地方の責任において、地方創生・人口減少の克服のための幅広いソフト事業等に活用できる、包括的な交付金を大胆な規模で創設するとともに、補助制度の拡充・新設、過疎債等の充実や地域再生を総合的に支援する特別な地方債の創設などの財政支援策を講じること。

(2) 「地方創生・人口減少対策費（仮称）」の創設

国が人口問題に対する姿勢を地方財政計画において示すことが重要であり、併せて、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方施策を拡充・強化する歳出を、「地方創生・人口減少対策費（仮称）」として地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

5 地方が主体的に活動するために

地方が自らの発想を活かして主体的に「地方創生」に取り組むことができるよう、国と地方の役割分担の抜本的見直し、国出先機関改革のみならず中央府省を含む国から地方への事務・権限の移譲など、地方分権改革を一層推進すること。

とりわけ、「地方分権改革に関する提案募集」については、地方の発意や多様性を国の制度改革や事業運営に反映できるものであり、「人口減少の克服・地方創生」に資する提案をはじめとする地方からの提案については、真摯に受け止め、その実現に向けて積極的に検討すること。

6 地方の声を反映させる仕組み

地方創生の推進に当たっては当事者である地方の意見を最大限に活かすこと。また、「まち・ひと・しごと創生本部」に地方の代表が参画するなど、地方の声を反映させる仕組みとすること。

平成26年10月20日

中國地方知事会

鳥取県知事	平 伸	井 治
島根県知事	溝 善	口 兵衛
岡山県知事	伊 嶋	原 隆太
広島県知事	湯 順	崎 彦政
山口県知事	村 英	岡 翁

子ども・子育て支援新制度などの少子化対策の充実について

我が国の少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活力の低下に加え、超高齢化社会の到来に伴う社会保障負担の増大とも相まって、近い将来、国家的な危機を招きかねない喫緊の課題となっている。

こうした中、国では「骨太の方針」において、「人口急減・超高齢化に対する危機意識を共有し、少子化危機ともいべき現状を突破しなければならない。」とし、少子化対策の充実に取り組むことが明記されたところである。

国においては、「少子化危機突破」に向けて、あらゆる分野の制度・システムを安心して結婚、出産、子育てしやすい環境を実現するために見直すとともに、地方が地域の実情に応じた取組を進めることができるようにする必要である。

このため、「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に向けては、「量的拡充」を優先する案が示されているが、「量的拡充」と「質の改善」は車の両輪であり、保育人材の待遇改善や職員配置の改善などの「質の改善」を含めた充実した支援が可能となるよう、十分な財源を確保することが必要である。

また、地域の子ども・子育て支援について、地方の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、現行の補助制度の充実や、子育て家庭の経済的負担の軽減に資する制度の創設を行うとともに、近年増加傾向にある不妊治療を受ける者が安心して治療が受けられるよう、不妊治療への支援の充実を図るなど、地域にとって自由度が高い結婚・妊娠・出産・育児・教育の「切れ目ない支援」の充実強化が必要である。

さらに、女性が仕事と出産・子育てを両立できるよう、女性の活躍を支援する取組を進めることも求められる。

については、国と地方がともに少子化に対する危機感を共有し、次世代を担う人づくりを着実に推進していくため、次の項目を強く要望する。

1 子ども・子育て支援新制度の施行に係る財源の確保について

子ども・子育て支援法の基本理念である「全ての子どもが健やかに成長するように支援する」ことが可能となるよう、新制度の実施にあたっては、「量的拡充」と「質の改善」を同時に実現するために、十分な財源の確保を図ること。

2 地方の実情に応じた補助制度の充実

新制度における地域子ども・子育て支援事業は、子どものより良い育ちを実現する上で重要であり、人口減少などの課題を抱えた地方においても実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、人口減少地域の実態に配慮し、補助要件の緩和や補助の拡充など補助制度の充実を図ること。

3 子育て家庭の経済的負担の軽減について

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する新たな税制度の創設や、第3子以降の保育料無料化など、教育費を含む子育て経費への支援に係るこれまでにない新たな仕組みの構築を図ること。

4 地域少子化対策強化交付金の拡充について

安心して子どもを産み育てることが出来る地域社会の実現に向けて、地方の現場が地域の実情に応じて出会い・結婚から妊娠・出産、育児まで、切れ目ない支援策を充実させ、「少子化対策」を安定的、持続的に推進できるよう、地域少子化対策強化交付金を継続的な制度として確立するとともに、交付額の拡大と柔軟な制度運用を行うこと。

特に結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント開催事業を交付金の対象とし、「出会い・結婚から妊娠・出産、育児」の始まりである「出会い」の場作りに国も協力すること。

5 不妊治療への支援の拡充について

子どもを持つことを希望する者が安心して不妊治療を受けることができるよう、不妊治療に係る医療保険適用範囲の拡大や国庫補助の拡充を図ること。

また、高額な男性不妊治療を受ける者も増加していると考えられることから、治療に対する助成額を増額すること。

6 女性の活躍促進について

女性の潜在的労働力の活用は、経済の活性化に必要であるとともに、女性の労働力率と合計特殊出生率には正の相関関係もあることから男女がと

もに子育てしやすい職場環境づくり、女性の就業継続支援や再就職・創業支援、男性の家事・育児分担、待機児童対策などの取組を総合的に推進し、女性の活躍促進に向けた総合的な施策の充実を図ること。

平成26年10月20日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 政 嗣

地方税財源の充実について

平成26年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.2兆円減の16.9兆円となつた一方で、一般財源総額は地方税の増加等を見込むことで0.6兆円増の60.4兆円が確保されたが、臨時財政対策債は抑制が図られたものの、依然として高い水準にあるなど地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。また、骨太の方針においては、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていくことが示されており、必要な地方の一般財源総額の確保について予断を許さない状況にある。

昨年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立した社会保障と税の一体改革については、今後真に持続可能な制度の検討が必要であるが、一方で、国において法人実効税率の引下げの議論が本格化し、これによる地方財政への影響が懸念される。

こうした中、地方においては、厳しい経済環境のもと、消費税率引上げによる景気の下振れリスクを回避しつつ、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育ての充実、教育振興等により一層取り組んでいく必要がある。

このような状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

- (1) 景気・雇用対策や福祉、防災等の施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要であることから、社会保障関係経費の増をはじめとした地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額を確保すること。
- (2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。本来の趣旨に立ち戻り、早期に法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置とした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

(3) 我が国経済は緩やかに回復しつつあるものの、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、安定的な雇用も十分確保されているとは言えない地域も存在することから、これらの財政需要について地方財政計画に十分措置すべきであること。また、そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業については、同様に明確に措置すべきであることから、こうした措置がなされるまでの間は、地方財政対策として歳出特別枠が必要である。

また、地方交付税の別枠加算は、地方の巨額の財源不足に対して、法定率の引上げで対応できないため設けられたものであり、その財源不足は未だ解消に至っていないことから、法定率の引上げなどによる必要な一般財源の確保が実現できるまでの間は、措置を継続すること。

(4) 人口減少克服・地方創生のための財源確保については、地方の創意工夫を最大限生かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地域の実情に応じ資金を効果的に活用でき、その使途については、目標管理するなど地方の責任において、地方創生・人口減少の克服のための幅広いソフト事業等に活用できる、包括的な交付金を大胆な規模で創設するとともに、補助制度の拡充・新設、過疎債等の充実や地域再生を総合的に支援する特別な地方債の創設などの財政支援策を講じること。

また、国が人口問題に対する姿勢を地方財政計画において示すことが重要であり、併せて、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方施策を拡充・強化する歳出を、「地方創生・人口減少対策費（仮称）」として地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

(5) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。

(6) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。

- (7) 法人課税の見直しについては、地方税財政に影響を与えることがないよう慎重に議論を行うこと。また、法人実効税率を引き下げる場合には、大企業についての外形標準課税の拡大や政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等の代替措置により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を十分に確保することを併せて検討し、恒久減税には恒久財源を確保すること。その際、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないよう慎重に検討すること。
- (8) 地球温暖化対策に関する財源の確保については、骨太の方針において、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等の受益と負担の関係に配慮しつつ、早急に総合的な検討を進めるとされており、地球温暖化対策のための税の一部の地方税源化や森林・林業活性化のための交付金創設など、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みとすること。
- (9) 自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱において、消費税率10%段階で廃止することとされ、併せて環境性能課税を自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得るとされた。
- この見直しに当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を十分に確保する措置を講ずること。
- (10) 地方公務員の給与制度の総合的見直しについては、平成25年度における国の主導による地方公務員給与の削減のための地方交付税総額の圧縮を再び繰り返すことのないよう、検討を進めること。
- (11) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的に十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、昨年、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立したところであるが、今後の改革の具体化に当たっては、「国と地方の協議の場」等において真摯に議論し、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域

の実情に合わせた医療・介護サービス体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

(2) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、財政上の構造問題の解決が前提であり、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国民健康保険の支援に優先的に活用することはもとより、抜本的な財政基盤強化の具体策を、追加国費の規模も含めて一刻も早く提示すること。

また、今後増嵩する医療費に対応するため、被保険者に過度な負担を負わせることなく、将来にわたり国民健康保険の持続可能性を担保するための制度的措置を講ずること。

(3) 消費税率10%への引上の検討に当たっては、アベノミクスの効果が未だ十分に及んでいない地方の景気実態を良く点検・把握した上で判断するとともに、地域経済への影響に十分配慮した対策を講じること。

また、引上げを行う際には、消費税の逆進性を踏まえた低所得者層への対策、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対策も講じること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁対策を確実に実施すること。

(4) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

(5) 地方法人税の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分に当たっては地方交付税が地方固有の財源であることを十分に踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性ある偏在是正措置となるようにすること。

また、平成26年度の与党税制改正大綱において、消費税率10%段階で現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行うとされているが、この検討に当たっては、例えば消費税と地方法人課税との税源交換等の偏在是正手法も含め、偏在性が小さく、安定的な地方税体系が構築できるよう検討す

べきであり、制度の設計に当たっては国と地方が十分な協議を行なが
ら取り組むこと。

(6) マイナンバー制度の導入に伴うシステム及びネットワークの構築・改
修や維持管理に要する経費については、この制度が国家的な社会基盤で
あることを踏まえ、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生
じることのないようにすること。

特に、国が設定した社会保障・税番号制度システム整備費補助金の上
限額と、地方の見積額に乖離が生じているものについては、その原因を
分析し、地方側に示すとともに、不足が生じる場合には、必要な財政措
置を講ずることとし、補助金の交付についてもシステムの整備期間に配
慮して、柔軟な取り扱いとすること。また、マイナンバー制度の導入に
必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財
政措置を講ずること。

平成26年10月20日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政

地域経済の再生と国土強靭化のための基盤整備について

デフレからの脱却と経済再生に向けたアベノミクスの取組により、日本経済は経済の好循環が動き始めている。一方で、景気回復の実感は全国津々浦々に行き届かず、中国地方においても、景況感は改善傾向にあるものの実体経済への波及はいまだ限定的である。

また、人口減少や高齢化が急速に進行する中、今後も地方から大都市圏への人口移動が収束しなければ、若年女性が5割以上減少する市町村が急増するという指摘もあり、地方が消滅してしまう可能性すら生じかねず、産業振興等による地方の再生が急務となっている。

中国地方は、全国的に優れた産業集積や、歴史や自然など豊かな観光資源等の地域資源を有している。こうした多様な地域資源を有効に活用した産業振興や観光振興などにより、地域経済の再生を進めていくことが重要である。

このためには、中国地方全体の経済・交流基盤や国際競争力の更なる強化に資するインフラの整備と機能強化、地域間ネットワークの構築が不可欠であるが、首都圏への補助公共事業予算の配分割合は増大している一方で、中国地方への配分割合は縮小傾向にあり、必要なインフラの整備が進んでいない。

また、インフラの整備や建築物の耐震化は、いかなる災害の発生時においても機能する安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」の観点からも極めて重要である。

については、地域の産業力・観光力の強化に資するとともに、災害にも強い基盤整備を進めるため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤である。

しかしながら、中国地方の高速道路ネットワークには依然として山陰道をはじめとする多くのミッシングリンクが存在しており、産業・観光振興などによる地域経済の活性化と、災害に強い国土基盤を構築する上で大きなハンディキャップとなっている。

については、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に必要な予算をしっかりと確保した上で、事業中区間の一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。また、高速道路ネットワークの機能強化のため、中国横断自動車道岡山米子線など暫定2車線区間の早期4車線化を図ること。

2 高速道路の有効活用

円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興など、地域の活性化に資する高速道路の利用を促進するため、スマートインターチェンジ等の整備を促進するとともに、高速道路料金のさらなる改善を行うこと。

特に、鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は産業・観光などの地域の活性化や都市のネットワーク化に与える影響が大きいことから、地域の実情に応じたきめ細かな料金割引施策を講じること。

なお、これらの実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、影響を受けるフェリー等の公共交通機関に対して、十分な対策を講ずること。

3 地域高規格道路等の整備促進

大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うとともに、高速道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化や広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資する地域高規格道路や主要な国道・地方道の整備促進のため、所要の予算を確実に確保すること。また、予算の配分に当たっては、社会資本整備総合交付金をはじめとする国費の配分基準を明確にした上で、整備が遅れている方に重点的に配分すること。

4 社会資本の適正な維持管理と防災・減災対策の推進

(1) 国土の強靭化を推進するため、住民の命と暮らしを守る事前防災・減災対策と暮らしの安全・安心等について地域の実情に即して確実に取り組むことができるよう、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について国において確実にその予算確保を行うとともに、社会資本整備が遅れた地域に十分配慮するなど地方の実情に即した配分とすること。

(2) 国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、施設の維持管理に係る国庫補助対象の大幅な拡大や地方財政措置の拡充などを実施し、社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を

支援すること。

(3) 地方における防災・減災等に資する社会資本整備の状況等を踏まえ、地方が必要とする社会資本の整備や維持管理を着実に実施できるよう、確実な財源確保を行うとともに、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即した配分とすること。

5 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、高速鉄道網の整備を進めるべく、調査に早急に着手するなど、整備の実現に向けた進捗を図ること。

6 港湾の整備促進等

(1) 中国地方の産業の国際競争力の強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。

(2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。

また、日本海側港湾の国際競争力を強化し、日本海地域の経済発展に貢献するため、「日本海側拠点港」に選定された港湾の機能の充実・強化を図ること。

7 建築物の耐震化促進

南海トラフ地震等大規模地震の切迫性が指摘される中、被害を可能な限り軽減するためには、建築物の耐震化を着実に進めていく必要がある。

特に、不特定多数の者が利用する大規模建築物等については、災害時の避難所等としての役割が期待されることから、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体の負担の大きさが課題となっている。

については、耐震改修促進法の改正に伴って必要となる大規模建築物の耐震診断及び耐震改修費用に対する国の支援及び地方財政措置の拡充や耐震

改修費用に対する国の支援の適用期限の延長など更なる支援策を講ずること。

平成26年10月20日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 伸	井 治
島根県知事	溝 善	口 兵衛
岡山県知事	伊 原	木 隆
広島県知事	湯 崎	崎 太彦
山口県知事	村 英	岡 政

地域医療の確保について

75歳以上の後期高齢者の増加により医療や介護ニーズが大幅に拡大することが見込まれる一方、医療・介護従事者の不足や偏在が解消されず、地域医療体制は危機的状況にある。

住民が地域で安心して生活するためには、医療・介護の確保が必要不可欠である。医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた、医療・介護人材の確保対策をはじめ、地域の実情に応じた医療・介護の提供体制に係る実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

1 地域医療介護総合確保基金

- (1) 地域医療介護総合確保基金については、法律に基づき、医療・介護人材の確保や、医療と介護の連携体制の整備などに充てることとされているが、これらは長期継続的に取り組む必要があり、国は将来にわたり十分な財源を確保すること。
- (2) 地域毎に医療・介護ニーズは異なるとともに、医療・介護資源の分布状況も異なるなかで、目指すべき医療・介護の体制も地域毎に異なることから、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、柔軟な制度とすること。

2 医師の養成・供給システムの見直し

- (1) 医師不足の実態や高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師を計画的に養成するとともに、養成された医師を、医師が不足している地域や診療科での勤務に誘導するための仕組みを構築すること。
特に現在検討が進められている、新たな専門医制度の構築にあたっては、医師の地域偏在、診療科偏在を是正するための誘導策を盛り込むこと。
- (2) 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が特に求められており、こうした医師を養成するため、大学における指導体制やカリキュラムを充実すること。
- (3) 奨学金の貸与を受けた医師や地域枠出身医師が今後増えていくことから、地域の医療機関においても充実した研修が受けられ、キャリアアップを図ることができるよう、研修環境や指導体制の充実に向けた支援策を講じること。
- (4) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ供給できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善を行うこと。

3 医師・看護職員を支える環境づくり

- (1) 医師不足の地域や診療科の勤務医に対する処遇改善等を図るための支援策を講じること。
- (2) 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実を図ること。
- (3) 「第7次看護職員需給見通し」を踏まえて、看護職員の養成、離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員の安定的な確保対策を講じること。
- (4) 勤務医・看護職員の過重勤務解消に向け、医療の現状や医療機関毎の役割等について、受療者である国民の理解と協力を得るための広報・啓発を強化すること。

4 臨床研修制度の見直し

- (1) 制度全般の見直しに際しては、地域医療提供体制の確保のため、地方の厳しい医師不足の現状を考慮し、都市・地方の医師の偏在が解消されるよう各都道府県の臨床研修医の募集定員の適正化を図ること。
- (2) 大学医学部の地域枠卒業者の地域への定着を図るため、臨床研修病院のマッチング対象定員枠とは別に、都道府県による地域枠卒業者を対象とする定員枠の設定を認めること。

5 奨学金制度の運営

大学医学部入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が義務付けられた。また、自治体によっては独自制度を設け、医師の養成に取り組んでいる。このような奨学金制度の運営に係る経費について、地方財政上の措置を拡充すること。

平成26年10月20日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翁 政

「危険ドラッグ」の撲滅について

「危険ドラッグ」は、合法あるいは脱法といった触れ込みで若年層を中心に急速に広がり、使用者の心身を蝕むだけでなく、意識障害により交通事故を引き起こすなど、地域社会へ多大な害悪をもたらしている。

「危険ドラッグ」は、麻薬や覚醒剤以上の危険性が指摘されているところであり、一刻も早く、その流通・使用を阻止し、撲滅することが安心で健全な地域社会を守るために不可欠である。

国では、薬事法に基づく指定薬物の迅速な指定、同法に基づく指定薬物疑い物品の検査命令等の行政処分を適用するほか、取締りを強化するなど、対策に乗り出しており、9月に岡山県と山口県で中国四国厚生局と地元警察とが合同で、危険ドラッグ販売店を摘発、経営者を検挙した結果、9月22日時点で中国地方では販売店が「ゼロ」となるにいたった。

しかし、県民が、インターネットや近隣府県の販売店から購入することは依然可能な状態であり、国として、抜本的に「危険ドラッグ」対策を強化することが急務であり、次の事項を要望する。

1 抜本的な規制強化への取組

一部自治体においては、危険ドラッグを規制するための条例を定め、法律の規制に加えて取締りに乗り出しているが、本来、こうした規制は国において全国一律で実施されることが基本である。

国は、従来の手法にとらわれない法改正を含めた抜本的な規制強化を図ること。

2 「危険ドラッグ」の危険性の啓発強化

主に若年層に向けて、受け入れられやすい広報媒体や手法を活用して、「危険ドラッグ」の危険性についての効果的な広報啓発を継続的に実施するなど、一層強化すること。

3 検査体制の構築・強化

検査について、地方衛生研究所と国の検査機関（国立医薬品食品衛生研究所等）との役割分担、民間の検査機関も含めた連携の在り方を検討し、連携体制を構築するとともに、地方衛生研究所等における検査体制の整備、検査技術向上のため、ハード・ソフト両面の支援を行うこと。

4 製造・販売に対する取締りの強化

相次ぐ危険ドラッグ製造工場の摘発事件については、氷山の一角ともみられ、地方都市部も含めてこうした小規模な製造所が潜伏している可能性があるため、関係機関の情報共有、連携により取締りを強化すること。

また、インターネットを利用した危険ドラッグの販売に関し、強制力をもって指導できるような法整備、法解釈の運用を徹底すること。

5 原料薬物の国内への流入阻止

「危険ドラッグ」撲滅のためには、その原料物質の供給を断つことが不可欠であり、これらが主に海外から流入している現状を鑑み、法規制薬物に該当しない物質を含めた危険ドラッグの原料物質について、税関における監視強化等、水際対策を強化すること。

平成26年10月20日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政